

平成 28 年 3 月 24 日

建設・解体工事に携わる皆様へ

建設・解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について（依頼）

日頃より、東京都が推進する廃棄物行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）の元請業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 21 条の 3 第 1 項の規定を遵守せず、解体工事及び解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理を一括して産業廃棄物処理業許可を受けていない下請負人に行わせた結果、数次の下請契約を経て工事が行われ、当該工事に伴い生じた産業廃棄物が都内で不法投棄された事件が発生し、元請業者が排出事業者責任を問われ委託基準違反で、下請負人らが受託禁止違反及び再委託禁止違反で検挙されたことについて、警視庁から情報提供がありました。

本事案は、解体工事現場から排出された産業廃棄物の処理過程において、被疑会社各々が請負当初から自ら適正に処理する意思がないにもかかわらず、中間マージン（中抜き）欲しさに解体工事一式（産業廃棄物の処理を含む。）の受託・委託を無責任に繰り返したことで、最終的に処理能力のない無許可業者によって不法投棄がなされたという、不適正な行為です。

そこで本事案の概要と廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。）において、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置が講じられた経緯を踏まえ、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理法に基づく委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないことについて、改めてご留意していただきますようお願いいたします。

なお、参考として、平成 23 年 2 月 4 日付環廃対第 110204004 号・環廃産第 110204001 号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県・各政令市廃棄物主管部（局）長あて通知された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」の抜粋を添付します。

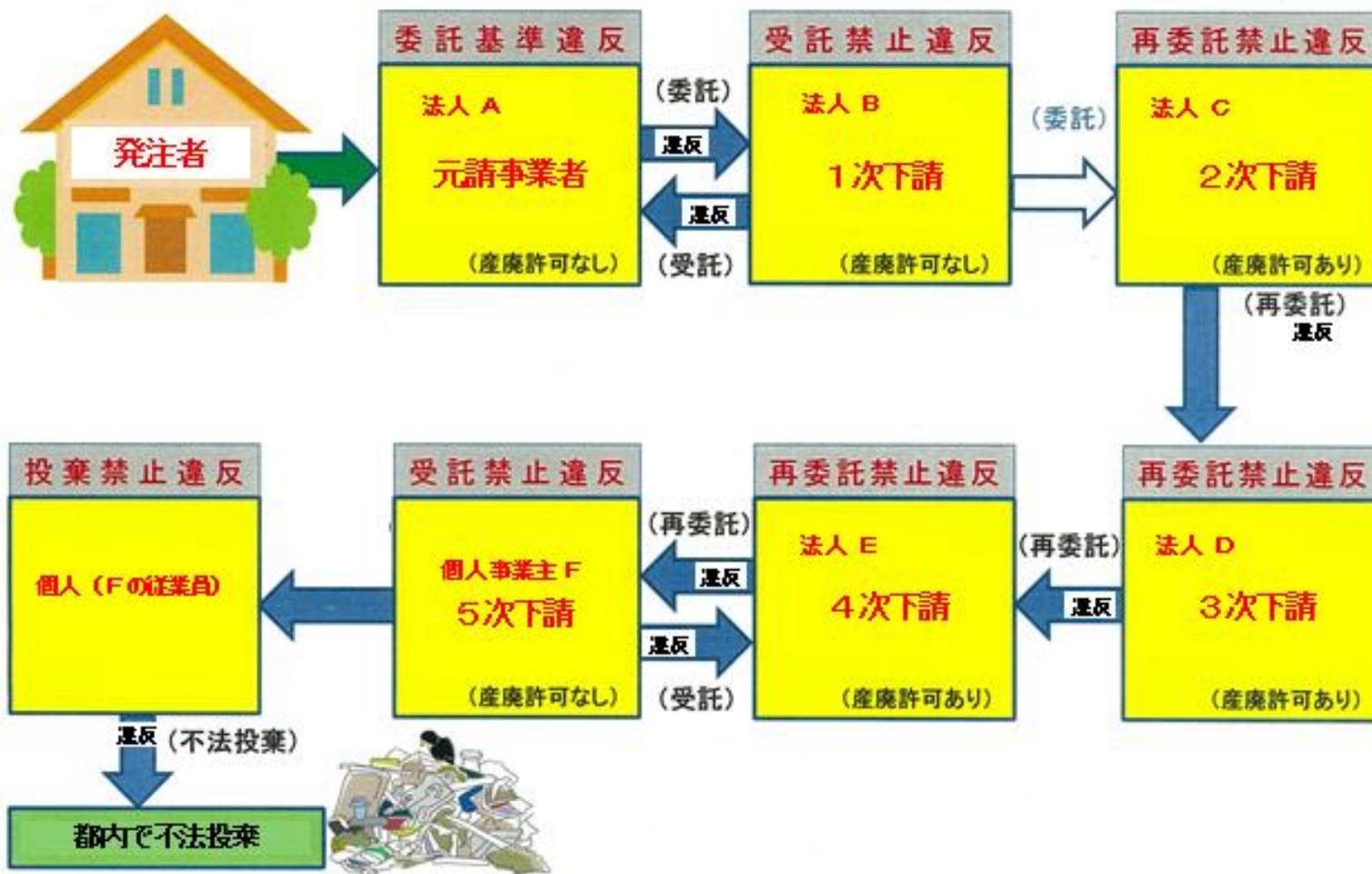
【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課指導係

電話 03-5388-3586

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
【抜粋】

第十七 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合には、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

このため、都道府県知事が行政処分を行う相手方が不明確となり、このような廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今なお多く発生している建設工事に伴い生ずる廃棄物の不法投棄や不適正処理の一つの要因となっている。

そこで、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととし、当該廃棄物の処理についての法の規定のうち、排出事業者に係る規定の適用については、元請業者を事業者とすることとした（法第21条の3第1項）。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなる。